

第2回孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議

議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和3年11月22日（月）15:29～17:32
2. 場所：永田町合同庁舎 第1共用会議室
3. 出席者（構成員）：

菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
窪田 由紀	九州産業大学人間科学部臨床心理学科教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
近藤 尚己	京都大学大学院医学研究科社会疫学分野教授
原田 正樹	日本福祉大学社会福祉学部教授
宮本 太郎	中央大学法学部教授
森山 花鈴	南山大学社会倫理研究所准教授
山野 則子	大阪府立大学 学長補佐
横山 美江	大阪市立大学大学院看護学研究科公衆衛生看護学領域教授

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - ・孤独・孤立対策の重点計画について
3. 閉会

(配布資料)

- | | |
|-----|-----------------------------|
| 資料1 | 原田構成員提出資料 |
| 資料2 | 石田構成員提出資料 |
| 資料3 | これまでの意見の概要 |
| 資料4 | 孤独・孤立対策の現状（素案） |
| 資料5 | 孤独・孤立対策の基本理念・基本方針等に関する議論の整理 |

参考資料1 令和4年度概算要求 孤独・孤立対策の主な施策について

参考資料2 令和4年度概算要求 孤独・孤立対策関係予算一覧

○菊池座長 それでは、少し早いのですが、今日出席御予定の構成員の皆様全員おそろいということですので、ただいまから第2回「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会

議」を開催いたします。

本日もお忙しい中、御参集いただきまして、どうもありがとうございます。

初めに、配付資料の確認と本日の構成員の出欠状況につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○田村参事官 配付資料についてでございますが、お手元の議事次第の下を御覧いただければと思います。

資料については、資料1から資料5まで、参考資料として、参考資料1及び参考資料2を配付しています。

不足しているものがございましたら、事務局までお知らせください。

次に、本日の構成員の出欠状況でございますが、本日は、石田構成員が御欠席となっております。

また、窪田構成員、近藤構成員は、オンラインでの御参加でございます。

以上でございます。

○菊池座長 それでは、早速、議事に入らせていただきます。

初めに、前回の会議の後、原田構成員と石田構成員から御意見が提出されておりますので、御紹介させていただきます。

まず原田構成員より、資料1につきまして、この後、今日の本題のテーマに入りますので、誠に恐縮ですが、簡潔に3分程度で御説明をいただければ幸いです。

○原田構成員 原田でございます。

前回の有識者会議を踏まえた意見ということで、提出させていただきました。

一つは、理念、取組についてです。地域共生社会ですとか、生活困窮者支援で大事にしてきたところと今回の重点計画をしっかりと整合性があるものにしていただきたいということです。とりわけ、ケアリングコミュニティという支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持つ。この視点というのは、孤独・孤立を支援の対象としてだけで捉えないということです。

今回の重点計画として、どこをターゲットにするのかということを確認しておく。その意味では、独りぼっちとか、孤独というよりも、むしろ孤立です。特に社会的孤立というところにしっかりと焦点化したような施策が望まれるのではないかと。前回もありましたけれども、独りでいることが悪いというスティグマにならないように留意をしたいということです。

なぜ孤独・孤立という状況が生まれるのかということを考えましたときに、教育との関連で、子どもたちの生きる力、その教育内容を豊かにしていく。共に生きる力、例えばしっかりコミュニケーションできる力とか、あるいは地域との関わり、多様な人たちの関わりそのものを育んでおかなければ、問題の本質的解決には至らないのではないのだろうかという点です。

最後、社会的処方ということです。前回、近藤構成員から丁寧にお話しいただいて、医

療との連携ができると大変いいと思いましたが、処方という言葉に対して、福祉関係者の中では、心配をしている声が多いいということです。つまり誰が処方するのかという主体の問題で、医療関係者が処方するというロジックではなくて、あくまでもこれは本人の選択であるべき、本人主体ということをしかり考えたときに、処方という表現がそぐうのかどうなのか、社会的処方という言葉よりは、社会的支援のネットワークというものを大事にするなど、少し丁寧な解説しないと、社会的処方という言葉だけが独り歩きしてしまっはいけないのではないかと思います。

以上です。

○菊池座長 貴重な御意見をありがとうございます。

それでは、続きまして、石田構成員ですが、前回に引き続いて本日も欠席でいらっしますので、御意見が出てございます。事務局から資料2の石田構成員の御意見を紹介していただけますでしょうか。

○石川参事官 それでは、資料2を御覧ください。石田構成員からの御意見を紹介いたします。

石田構成員からは、孤独・孤立の問題はどのように広がってきたか、地域との関わり、この問題を行政が扱うに当たっての、難しさについて整理をされております。

1のところですがけれども、2000年代に孤独・孤立に注目が集まり、孤独・孤立の現象がコロナ禍の前から着実に広まっていたということが述べられております。

この背景には、2といたしまして、日本社会の大きな構造変動があること、核家族が標準となるサラリーマン社会への変貌、これが孤独・孤立の問題を生み出したとされております。

日本社会の構造変動として、下の②にありますけれども、終身雇用の企業体制、皆婚社会と言われた婚姻状況も過去のものとなっているということです。

2ページ目に移ります。上段に書かれておりますけれども、家族、企業の動揺が幅広い年代にわたる人々の孤立のリスクを喚起した。今や孤独・孤立は多くの人々が何とかしなければと感じている社会問題に転じたとされております。

一方、3のところでは地域について触れられておまして、孤独・孤立が問題として認識されると同時に地域への注目も増えていった、その背景には急速な高齢化と家族の衰退という事情があったとされまして、中ほどにあります、ケアを要する高齢者が増えたことで、サポートの担い手不足、すなわち、孤立は問題として一層顕著になった、こうした中で地域に焦点が当たることとなったとされております。

ただ、その地域についても、下の②ですけれども、実際の地域のつながりは衰退局面にあったとされております。

3ページに移りまして、4の自治体の対応についてであります。孤独・孤立対策を地域の行政が行うことは難しいということ、孤独・孤立対策は行政の施策になじみにくい側面があるとされております。

まず一つは、①ですが、対象の捉え難さです。問題が顕在化する前のグレーゾーンでの対応は、行政が苦手とするところである。さらに、孤独・孤立は因果関係が多岐にわたるため、いわゆる縦割りの対応にはなじみにくいとされております。

②ですけれども、つながりづくりの難しさとして、次の4ページに移ります。上のほうにありますが、つながりづくりの場や相談の場に積極的にアクセスしない人、このような人にアプローチして支援につなげるのは難しいとされております。

孤独・孤立に関連する問題の多様性に鑑みると、自治体がそれら全てを補うのは実質的に不可能である。したがって、つながりづくりや伴走型の支援は、他の団体と連携を取りながら進める必要があるとされております。

最後に5のところですが、孤独・孤立問題に対処するためということで、孤独・孤立にまつわる問題は多岐にわたるため、部署横断的な対応が必要になるケースも少なくない。このような事態に円滑に対応し得る横串型の司令塔となる場があるとよい。

一方、連携型の伴走とは、自治体・町内会やNPOなどと協力しつつ、見守りやつながりづくりを行うことである。その際、横串の司令塔と連携すれば、問題が生じた際にも迅速に対応することができる。以上のような御意見をいただいております。

以上でございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、事務局から資料3「これまでの意見の概要」、資料4「孤独・孤立対策の現状（素案）」、資料5「孤独・孤立対策の基本理念・基本方針等に関する議論の整理」につきまして、御説明をお願いいたします。

○石川参事官 それでは、資料3から御覧ください。

資料3については、これまでの会議でいただきました意見を事務局文責で整理した未定稿のものでございます。現状と各柱に関連する意見を整理したものでありますが、これについては説明は割愛させていただきます。

資料4でございますけれども、孤独・孤立対策の現状（素案）について、お聞きください。

前回の会議でもお示ししました柱立てに沿いまして、まず現状につきましては、素案という形でお示ししております。

1ページでございます。1. 対策の現状の（1）我が国における孤独・孤立に関する状況といたしまして、この後、大きくコロナ感染拡大前と後で分けて記載をしております。

1ページのコロナウイルス感染拡大前の状況に関しましては、2000年以降の雇用環境の大きな変化、また、情報通信社会の急速な進展等による生活環境やライフスタイルの急速な変化、単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の劇的な変化、こういった中で、人と人との関係性、つながりは希薄化の一途をたどってきたとしております。

このような雇用環境・生活環境や家族及び地域社会の変化は、職場内・家庭内・地域内

において人々が関わり合いを持つことによって問題を共有しつつ相互に支え合う機会の減少をもたらし、人々が「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へと変化してきたと考えられるとしてございます。

2 ページにお移りください。新型コロナウイルス感染拡大後の状況について記載をしております。

「例えば」の段落の最後のほうの文章ですけれども、生活の困窮をはじめとした生活に関する様々な不安や悩みを抱える人が増え、相談支援機関への相談件数の増加等が生じたこととなった。次の段落ですけれども、行政機関やNPO等が各地域で提供してきた、地域の交流・見守りや支え合いの場、相談支援を受ける機会などが失われた。また、それらの提供主体の側においても、従前の取組・活動について休止や手法の変更等を余儀なくされることとなったとしております。

さらに外出自粛の影響によりまして、家族と一緒に過ごす中でも一人で悩む人が存在すると見込まれる中で、負の側面として児童虐待等の事案の増加等の事例を挙げております。

最後の段落ですけれども、新型コロナウイルス感染拡大は、それまでの社会環境の変化等により孤独・孤立を感じやすくなっていた社会において内在していた孤独・孤立の問題を顕在化させ、あるいは一層深刻化させる契機になったと考えられるという記載としております。

3 ページ、4 ページは、これまでの政府の取組を記載しておりますけれども、これは第1回の資料の説明の際に言及した内容でございまして、本日は説明を割愛させていただきます。

続きまして、資料5を御覧ください。重点計画の柱のうち基本理念・基本方針等に関する議論の整理をしたものでございます。

前回の会議、あるいはこれまで開催したフォーラムにおける意見などを基にして整理をしたものでございます。また、今後開催するフォーラムもございまして、各省庁の関連施策の調整もございしますが、今後そういった状況なども反映しながら文章化していくことを考えていますが、現時点での議論の整理ということでございます。

1 ページですけれども、一つ目の基本理念ですが、大きく三つに分けております。

(1)として、「孤独」「孤立」双方への対応でございまして。

一般的な孤独と孤立の概念を記載し、また、「人間関係の貧困、困窮」とも言える孤独・孤立の状態は痛みやつらさを伴うものであること、健康面への影響や経済的な困窮等の影響も懸念されるということでございます。

一方、孤独・孤立に至る背景や当事者が置かれる状況は多岐にわたる。また、孤独・孤立の感じ方・捉え方は人によって多様である。

その上で、一律の定義の下で所与の枠内での施策の実施ではなく、孤独と孤立双方に対して当事者の状況等に応じた多様なアプローチ手法により施策を実施としております。

次の○ですが、個人の領域に対する公的な関与は謙抑的でなければならないことに留意

としております。

また、社会の変化による当事者が望まない孤独と孤立を対象として、施策を連関させていくこととしています。

目指す社会像としては、「孤独と孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、さらに「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指しております。

社会的孤立がセルフネグレクトや社会的排除を生むという負の連鎖を断ち切る観点からも取組を推進しております。

最後に、実態把握の結果を踏まえて、関連データを利活用して、施策を点検・評価するとしております。

2ページをお開きください。理念の二つ目ですけれども、(2)当事者や家族の立場に立った施策の推進でございます。

孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得る。

孤独・孤立の問題は多種多様であり、当事者のニーズや地域の実情等は多様である。支援に当たって配慮すべき事情を抱える方、当事者の家族が困難を抱えている場合も存在するとしております。

まずは当事者の目線に立って、当事者のライフステージや属性、生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情などを理解した上で施策を推進する。

その時々での当事者の目線や立場に立って、切れ目がなく息の長い、きめ細やかな施策を推進する。

さらに、当事者の家族も含めて支援する立場からの施策を推進するとしてございます。

理念の三つ目、人と人との「つながり」を築くための施策の推進でございます。

当事者が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながるという形で、人と人との「つながり」を築くことが重要である。

加えて、疎外感が強い関係に形式的につないでも孤独・孤立の問題は解消しない。こうした考え方の下で施策を推進すること。また、当事者の精神的な支援の充実は重要としております。

一方、孤独・孤立の問題は、当事者個人の問題ではなく、社会の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもので、当事者が悩みを家族に相談できない場合があることも踏まえると、行政・民間を含めて社会全体で対応しなければならない問題である。

加えて、幼少期から「共に生きる力」を育む教育も重要としております。

孤独・孤立の問題が顕在化する前の「予防」的な対応、関連分野や因果関係が多岐にわたる問題等への対応については、行政のみでは困難又はなじみづらい。行政と民間の連携が必要不可欠である。

行政・民間の施策の連携・充実を図り、行政、特に基礎自治体における既存の取組も活か

した推進体制の整備、住民組織との協力、NPO等の民間法人との相互連携によって、当事者に対して安定的・継続的に施策を展開するとしております。

以上のように、理念について、議論の整理をしております。

3ページをお開きください。続きまして、基本方針についてであります。

これ以降は、四つの柱に沿いまして、さらにその中に項目立てをして整理をしてございます。

(1) 孤独・孤立に陥っても支援を求める声を上げやすい社会とするについてです。

①孤独・孤立の実態把握でございます。施策の効果的な実施や評価・検証等に資するよう、実態の把握を推進する。実態把握の結果を踏まえて、孤独・孤立に陥る要因を分析し、予防の観点からの施策の在り方について検討としております。

②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信として、ポータルサイト等による継続的・一元的な情報発信等を推進するとしてございます。

③声を上げられる環境整備といたしまして、ためらいや恥じらいの感情により支援を拒む方、基本的に「申請主義」である制度の下で支援制度を知らない等により支援を受けていない方、また、孤独・孤立に陥っている方の家族など周りの方が困難を抱える場合が存在するとしております。

当事者がその意思・意向により支援を求める声を上げることができ、当事者の家族等の周囲が気づきや対処をできるような環境を整えるとして、機運の醸成や支援制度を知るための情報発信等、アウトリーチ型支援を含めた当事者への働きかけや「伴走型」支援を推進としてございます。

(2) ですけれども、状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげるについてです。

①として、相談体制の整備としております。多様な事情やニーズ等の状況に合わせて、全国において24時間対応の相談など相談体制の整備を推進としてございます。

4ページをお開きください。さらに、各種相談支援制度の有機的な連携や各相談支援機関の対等な連携、また、ワンストップの相談窓口等の一元的・包括的な相談支援体制の整備を検討としてございます。

②として、人材育成等の支援でございます。相談支援に当たる人材の確保、育成、資質の向上の推進、また、相談支援に当たる人材へのケア等の支援による定着を促進としてございます。

(3) ですが、見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行うについてです。

①として居場所の確保です。「つながり」を持つ場や相談の場、さらには地域コミュニティの形成・維持にも資する「居場所」づくりや担い手の増大を推進。また、NPO等が利用しやすい支援の在り方を検討としております。また、「つながり」の場づくりそのものを施策として評価するとしております。

②のアウトリーチ型支援体制の構築ですけれども、当事者の意向や事情にも配慮したア

ウトリーチ型の支援を推進、NPO等が利用しやすい支援の在り方を検討としてございます。

③として、保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進といたしまして、かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進める。このようにして、加入者の健康面、社会生活面の課題を解決するための取組を推進としております。また、加えまして、社会的支援に公的施設を活用する取組も推進としてございます。

5 ページをお開きください。④地域における包括的支援体制の推進でございます。孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは陥りやすい当事者に対して、地域の専門職等による継続的・緊急的支援、当事者が選択して役割を見出せる場となる地域コミュニティへつなぐ支援、コミュニティ（職場・世帯）間の移動の支援等を行う各種対応を充実としてございます。

また、地域福祉計画の下で、福祉と教育の連携、例として子どもが通う学校を起点・拠点として問題を早期に把握して地域での支援へつなぐ仕組み、こういった福祉と教育の連携や、福祉と雇用・就労や住まいの連携など、各分野の取組を連携させて分野横断的に包括的支援体制を推進としてございます。

加えまして、地域において当事者を重層的に支えるセーフティネットの構築、小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位でつながりを実感できる地域づくりを推進としてございます。

（4）であります。NPOの活動の支援、官・民・NPO等の連携強化についてでございます。

①ですけれども、NPOや福祉関係法人等の活動に対し継続的・安定的にきめ細かな支援を実施としてございます。

②として、NPO等との対話により、官民一体で孤独・孤立対策の取組を推進としてございます。

さらに、NPO等が当事者への支援を進めるに当たって必要な場合には、当事者の意向にも配慮しつつ、個人情報の取扱いに関する先行事例等の情報をNPO等や地方自治体へ提供・共有としてございます。

最後の6 ページに移ります。③ですけれども、プラットフォームの関係では、まずは各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤となる全国的なプラットフォームの形成の支援により、官民一体で孤独・孤立対策の取組を推進としてございます。

④として、行政における体制についてでございますが、地方自治体、特に基礎自治体における既存の取組も生かした孤独・孤立対策の推進体制の整備を促進。また、地方自治体に対して政府の施策や好事例等の情報を提供・共有としてございます。

以上が、四つの柱それぞれの基本方針についての議論の整理でございます。

最後、3 ですけれども、重点計画の基本的事項となります。

本重点計画に掲げられた施策の実施状況の評価・検証や、本重点計画の見直しの検討を毎年度実施としてございます。

以上が議論の整理でございます。

説明は以上でございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

それでは、議論に移りたいと思います。

構成員の皆様から特に資料5の議論の整理を中心に御意見を賜りたいと存じます。

便宜上、1ページ、2ページの基本理念と3ページ以下の基本方針のそれぞれに分けて、御意見をいただければと思います。もちろん明確に分けられない部分もあるかもしれませんが、その際には両方にまたがって、双方で御発言いただければと思います。

有識者会議は短期集中で、今回は取りまとめということになりますので、前回、構成員の皆様から御意見を賜ったところで、それを事務局で整理していただいておりますので、まだ箇条書きではありますけれども、細かな部分の表現ぶりとか、文言の修正とか、そういった御発言をいただければ大変ありがたいですし、あるいは前回の議論でまだ盛り込まれていない事項があれば、御意見をいただければと思います。できるだけ具体的に御意見をいただければ幸いです。

なお、その際、資料4につきましても、もし何かあれば、御意見をお出しいただければと思います。

そういうことで、それでは、まず資料5の1ページ、2ページの基本理念、あるいは資料4について、御意見を賜りたいと思いますが、本日、オンライン参加の構成員がおられることに加え、構成員の皆様は、私の横に列に並んでいらっしゃる、お手をお挙げいただいても把握できない物理的な状況がございますので、恐縮ですが、それほど人数も多くないこともございますので、私からお一人お一人お名前を述べさせていただきますので、もしなければ、ないとおっしゃっていただければ結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは、オンライン参加の窪田構成員からございますでしょうか。先ほどの理念に関してになります。

○窪田構成員 よろしく願いいたします。

理念は、前回も申し上げたのですが、どういう社会を目指すかということだと思いますので、ここにも挙げていただいている相互支援であるとか、誰もが自己存在感・自己有用感を実感できる社会というような、目指すべき社会というところが入ることが重要だと思います。孤独・孤立というのは、ネガティブな側面なのですが、それを解消するということにとどまらず、もっと生き生きと生産的なのか、豊かに生きれる社会になるようにという意味も含めて、この辺りが明確になるといいのではないかと思います。

取りあえず以上です。ありがとうございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

近藤構成員、いかがでしょうか。

○近藤構成員 ありがとうございます。

私からは、2点お伝えしたいと思います。

まず短い期間で私たちの御議論を反映していただき、事務局に深く感謝を申し上げます。

一つ目は、孤独や孤立の問題が命に関わる問題であるという点を強調してはどうかと思います。生活の質もありますが、憲法でいうと25条です。生存権に関わる問題であるというところの認識を強く認識していただくのがいいのではないかと思います。

もう一つは、この理念とその後の基本方針との関係にもなるのですが、具体的にどのような制度をどう変えるかという視点が欲しいと感じます。なので、前回も申し上げたのですが、声を上げにくくしている制度上の課題やスティグマを生んでいる制度上の問題です。ここを洗い出して解決を目指すとか、そういった意味合いの文言が入るとよりよいと思います。

追加で申し上げますと、孤独という言葉が英語のロンリネスを約したということなのですが、分かりづらいと思っておりまして、要は孤独感ということだと思っております。孤独と孤立の表現の仕方については、どこかで1回検討してみることも必要だと感じます。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

それでは、原田構成員、いかがでしょうか。

○原田構成員 今、近藤構成員にもおっしゃっていただいた孤独・孤立についての整理は、難しいと思うのですがけれども必要だと思います。個人的には孤独という部分に施策として介入するのはいかがなものかと思います。そのときに資料にある孤独・孤立双方とか、孤立と孤独ではなくて、むしろ「孤独・孤立」という一つ概念として、ここをターゲットにするのだという整理はどうでしょうか。

孤独というときに、自分に一番説得力があったのは、NPOの方たちがさみしいということに伝えておかないと、孤立してからの対策では遅いのだというお話があって、さみしいという個人の主観だけれども、誰か話し相手がいてくれる、そのことの持つ意味を考えると、孤独対策というのはありかと思いつつながら、それだけを積極的に対策にしてしまうというのはいかがなものかと思います。そこで「孤独・孤立」を一つの概念に整理ができれば、もう少し落ち着く気がします。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

事務局に確認ですが、今、原田構成員からございましたが、まさにこの有識者会議に書いてある「孤独・孤立」ですけれども、何か意図があってこのような表現になっているのか、あまり考えずにこうなっているのか、その辺りはどうなのですか。

○石川参事官 ありがとうございます。

ここはまさに私どもの組織の名称にあるように、孤独・孤立の双方を対象にして、あるいは一体として捉えているということでありますが、孤独と孤立は、一方で概念が異なる面があり、定義の関係もあります。いずれにしても、孤独と孤立の双方を対象にして取り組むということをより明確に打ち出す必要があるということで、あえてそこは両方の言葉を並べて書いています。おっしゃるとおり一体的に取り組んでいくという姿勢については変わらないものと思っておりますので、そのように御理解いただければと思います。いただいた御意見については、どのようにするかは検討させていただきたいと思っております。

○北波孤独・孤立対策担当室次長 次長の北波でございます。

今まで各方面のNPOなどから意見を聞く中で、孤独を重点的に考えて支援をしていくところ、また、社会的孤立をどう解消するかというところで具体的に取組をされているというところがあると考えております。

今、原田先生がおっしゃったように、孤独・孤立の概念として政策上を一つのくくりとして捉える。これはまさに私どもの孤独・孤立対策担当ということでやっておりますが、これらはアプローチが若干違うところがある。原田先生からの御意見ですが、孤独の解消に続き、孤立への対応に行く面がありますので、相互の連関というものは当然意識をしなければならぬと思っております。ただ、やはり概念としては、別のものとして分かれつつも連関しているところであることをどう表現するかは、議論していただければと思います。

○菊池座長 ありがとうございます。

前回も孤独・孤立について御教示いただきましたが、宮本構成員、いかがでしょうか。

○宮本構成員 この議論の整理のところでは、皆さんから有意義な議論が出て、そこをきちっと反映させた整理をしていただいていることに感謝申し上げます。

今、原田構成員のおっしゃった点について言うならば、最初の○のところで示されているように、孤独が関係の質に関わる概念で、孤立が関係の量に関わる概念で、それがまさに質から量に転嫁するということは、原田構成員がおっしゃったことだと思うのです。

質のところは非常にデリケートなことはよく分かります。一方では、ここを言い募ることで、一人でいる権利のようなものがないがしろにされかねないということなのですけれども、しかし、ここをおろそかにすると、関係の質が問われないまま、最悪の場合、関係の押しつけになりかねないということで、そのあたりをよく念頭に置いて進めていくことが大事なのではないかと思っております。

その上で、前回の最後に菊池座長がおっしゃってくださった内面の問題です。その点について、五つ目の○のところで、個人の領域に対する公的な関与は、謙抑的であればならないというようなおっしゃり方をしています。これは本当にそのとおりなのです。ただ、もうちょっと踏み込んでと言うべきなのか、ここは内面の問題ではないのだと言うのも一つの方法なのかと思います。

前回、菊池座長がおっしゃっていたように、まさに憲法19条的な思想・良心の自由ということで、これに対して孤独・孤立というのは、主訴として訴えられていなくても、それ

は痛み、つらさの問題なのであって、内面の自由というのは、まさにそれを大事にすることで社会が創造的に発展していく。それに対して孤独・孤立というのは、それを放置することで社会が衰退していくということで、内面の問題ではないのだと言ってしまうことも一つの方法なのではないか。

ただし、内面の問題と重なる部分があって、それは原田構成員がおっしゃったように、一人でいたいという思想の下でいるのに対して、それが孤独・孤立対策という形で侵されてしまう可能性はないわけではないのです。つまり内面問題とクロスする部分はあるのだけれども、原則的に孤独・孤立問題と憲法19条的な内面の問題というのは、別次元の問題なのだということからスタートして、重なる部分もあるので、そこに注意するというような書き方をしたほうが、論理的には一貫してすっきりするのかと思っております。これが一つです。

定義に関わるもう一つの問題というのは、まさに原田構成員がおっしゃったところなのですけれども、地域共生社会であるとか、つまり国を挙げて孤独・孤立と対峙していくという問題で、今、国を挙げてどういう社会をつくろうとしているのかということが、各省庁の中でそれぞれ提起されているわけです。厚労省的には地域共生社会なのですけれども、国交省的には例えばコンパクト・プラス・ネットワークなどという言い方をされていて、コンパクトシティみたいな議論がなされるのです。

ここと重なるといいますけれども、総務省などからは、連携中枢都市圏という話があって、ここもコンパクト・プラス・ネットワークと重なるわけですが、人口が増大しているとき、都市はスプロール的に発展していくのですが、人口が減少していく際には、虫食いの、スポンジ的になっていって、ばらばらになっていくわけです。この状態にどう対応していくのか。

国交省、総務省的な議論というのは、人口減少の現実をわきまえての小さな拠点とか、コンパクトに機能を集約していって、その拠点間をつないでいくという構想を出しているわけです。これは当然そのプロセスの中で孤独・孤立を惹起しかねないプロセスでもあるわけでありまして、ここと孤独・孤立対策は、どう関連していくのかということは非常に重要です。

それと同時に、そうした中で地域はいろいろと問題を抱えていくわけですが、これは原田構成員がおっしゃったケアリングコミュニティと関わるわけですが、その際に腫れ物に触るように孤立している人と接するということが最高の施策ではなくて、インターディペンデンスというような形で、孤立している人たちに最大のリスクを払うのは、彼らの力を借りることなのだという観点からです。

例えば柏市の高齢者孤立政策の教訓ですけれども、特に男性高齢者というのは、サロンに出てこいと言っても嫌がります。これは前回の藤里町の経験などを出しましたけれども、そういうときに効果という言い方はよくないかもしれませんが、孤立対策に対応する上で一番よかったのは、生きがい就労というもので、皆さんの力を生かしてください、助けて

くださいと訴えることだったわけでありまして、そんな形で人口減少社会、スポンジ化現象の中での人のつながりを構築していく。それが地域共生社会、インターディペンデンスと直結していくということです。

言ってみれば、各省庁でばらばらに打ち出され、例えば地域共生社会とか、地域包括ケアシステム、コンパクト・プラス・ネットワーク、連携中枢都市というのは、矛盾した面もあったのです。そこをつなぐのが孤独・孤立対策なのだというような出し方をして、まさに国を挙げての施策だという捉え方をしていくことが非常に重要ではないかと思います。以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

駒村座長代理、お願いいたします。

○駒村座長代理 先ほどから議論がありました資料5の個人の領域に関する記述ですけれども、今、宮本先生がおっしゃったように、もうちょっと丁寧に書き込まないと、このままだと「関わらない」理由にされてしまうような感じがあります。我々の議論は、個人の精神的な問題や自由の問題に立ち入るとか、四六時中まとわりつくとか、そんな話をしていくわけではなくて、価値観とか、自由意思といったものを尊重するのは当然の話なわけですけれども、貧困、病気、様々な理由でストレスを感じて、精神的な問題を抱えている場合は、当然それに対して支援をするということでもありますので、個人領域というのは、もう少し丁寧に書き込まないと、関わらないいいわけ、エクスキューズを使うところも出てくるのではないかと思います。

2ページ目でありますけれども、○の4番目です。社会全体で関わらなければいけないという点ではありますが、リーマン・ショック以降、公助に対する風当たりというか、公助に助けを求めるということに対する風当たりが非常に強い。公助全体をおとしめたり、助けを求めの人をおとしめるような社会風潮がありました。そういったものが助けてほしい受援力というのでしょうか、いざというときには社会と関わりたいという気持ちを逆にスティグマに変換してしまったのではないかと思います。これは大変反省しなければいけない部分だろうと思いますので、そういう趣旨のことを入れていただきたいと思いました。

2ページ目の一番最後のところでありますけれども、「住民組織と協力、NPO等の民間法人との相互連携」の中に、具体的に言うと、社会福祉協議会とか、社会福祉法人など、なぜ具体的に掲げられていないのか。NPOは、もちろん創意工夫、自発性でいろいろな活動をやっていただくことは期待できる一方で、社協は、全国津々浦々にあって、民間法人でありますので、地域社会維持のプラットフォームを担わなければいけないものであります。こういったものをきちんと積極的に活動してもらおうということは大事だと思います。

ただ、これも極めてコロナ対策に関わっている状態でありますけれども、思っているほど体力もないということでもありますので、これは資源の投入も含めて、支援をする必要があるのではないかと思います。

○菊池座長 ありがとうございます。

最後のお話は、NPO等の民間法人の表現ぶりの具体化ということですね。了解しました。森山構成員、いかがでしょうか。

○森山構成員 今、駒村座長代理がおっしゃったように、最後の部分なのですけれども、地域によってかなり資源の差もありますので、その辺りの表現の部分を考える必要があるのではないかと思います。

あと、全体に関わる部分なのですけれども、最初に近藤構成員がおっしゃったように、命に関わる問題であるというところを書くべきというお話があったと思うのですが、この問題では、特に皆が絡む問題というか、皆が取り組む問題であるということをもう少し強くどこかに書かれてもいいと思いました。先ほど「社会全体で対応しなければいけない問題」という言葉がありましたけれども、そういったことがもう少し始めにあってもいいのではと思いました。

もう一つ、孤独と孤立の言葉の定義の部分につきましては、私も原田構成員と同様に考えている部分がありまして、恐らく特に行政が絡むこととしては、社会的孤立の部分特に強いと思っております。ただ、今までの議論にあったように、孤独・孤立としてセットで考えて対応していくところには異存はないのですけれども、近藤構成員がおっしゃったように孤立感という言葉もありますし、海外では感情的孤独という言葉もありますので、この辺りの言葉の部分は、理念もかなり大事だと思いますので、丁寧に書かれる必要があるのでとは思いました。

1 ページ目の最後の行の部分「実態把握の結果を踏まえ、関連データを利活用して、施策を点検・評価」という言葉があるかと思うのですけれども、もしこれを自治体を中心となって市町村レベルでやっていくときに、点検・評価のところは、もう少し丁寧に書かれたほうが、自治体側から見ると「チェックされている」という形になってしまいがちなので、そうならないような形がいいのではと思ったことと、関連データを利活用の部分では、前回も少しお話しさせていただいたのですが、できれば研究者であったり、専門家であったりとの関与も考えていただければいいと思いました。

2 ページ目の(3)の「人と人との『つながり』」の部分なのですけれども、それも今まで議論がありましたように、個人の領域にどこまで国が介入していくべきかというところが気になったのと、そのつながりが良いつながりばかりとは限らないですので、この部分に配慮することも大事だと思っています。

また、これは基本方針に関わるので、そこでお話しさせていただければと思っているのですけれども、これまでスティグマのお話が出てきたと思います。そのときに「幼少期から『共に生きる力』を育む教育」と書かれているのですが、教育となってきたときに、どのような教育があるのかというところを詳しく書く必要があるのではと思っております。前回お話ししたように、声を上げやすいかどうかというのは、本人だけではなくて、声をあげられない方もいますし、声をあげやすい周りの環境整備であったり、周りの人材育成であったりも非常に重要だと思っておりますので、その点で少し気になった部分になります。

す。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

山野構成員、いかがでしょうか。

○山野構成員 本当に丁寧にまとめていただいて、ありがとうございます。

私からは、皆さんが大分おっしゃられたので、1点だけ、今、森山構成員がおっしゃられたスティグマの問題です。この文面を見ていると、例えば細かいことですが、1ページ目の下から三つ目の○の「孤独・孤立に悩む人」です。悩んでいるという自覚がない人も対象に拾うとなったら、どう表現したらいいかと思いつつ、次の2ページ目の(3)の一つ目の○で「相談できる誰か」ということが書かれています。もっと気軽に「話せる誰か」かもしれません。また、2ページの下から5行目に「アクセスしない者への対応は」と書かれていて、アクセスしない人が悪いみたいな雰囲気にも読み取れてしまうので、相談できない人が悪いのだみたいな感じにならないように、そこにはスティグマの問題があったり、冒頭に近藤構成員がおっしゃられた、スティグマが生まれるような制度上の課題を洗い出すということは大賛成で、その辺りを考慮した表現だったり、このままの表現であったとしても、スティグマのことを考慮して考えていることが入ったらいいと思いました。

同じように森山構成員が最後におっしゃられた、共に生きる力というところも、教育でいったら多文化共生、あるいは人権教育と出していくわけですが、多文化共生と言われると、外国籍の人たちを受け入れるみたいな、すごく単純化されて子どもたちに伝わったりしていますので、もっといろんな多様な生き方を認め合うリスペクトみたいなことがしっかり浸透するような教育を、もうちょっとここに丁寧に書いてもらえたらと思いました。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

横山構成員、いかがでしょうか。

○横山構成員 短い時間でこれだけきれいにまとめていただきまして、ありがとうございます。

先生方からいろいろいただきましたので、違う点で意見を述べさせていただきたいと思っています。

いろんな事業などがあっても、信頼できる方がいなければ相談しないということがあると思うのです。ですから、信頼できる誰かがいるというのは、すごく重要なところだと思いますので、表現の仕方は、先生方からいろいろ御指摘がございましたけれども、(3)の一つ目の○の「信頼できる誰か」を相談できる誰かや信頼できる誰か、ここは重要な点であると思います。

(3)の六つ目の○なのですから、「孤独・孤立の問題が顕在化する前の『予防』

的な対応は」の後にも「行政のみでは困難」と書かれているのですが、ライフステージによっては、恐らく予防的な対応も可能になると思いますので、全ライフステージとなると、行政のみでは困難と捉えられると思うのですけれども、ライフステージを例えば子育て期ということになると、こういったことの予防的な対応は可能になってくる、既存の取組を再構築することで可能になるとも考えられますので、ここのところは、書き方を御検討いただければ、非常にありがたいと思いました。

あと、4ページ目の一番上のところです。

○菊池座長 ここは2ページまでというところで、また後ほどこのテーマで御発言いただければと思います。ありがとうございます。

皆様に御意見をいただきましたが、さらに補足で、あるいはほかの構成員の方の御発言に触発されてというような部分で、御意見がおありの方はいらっしゃるのでしょうか。私に合図していただければありがたいのですけれども、よろしいでしょうか。近藤構成員、どうぞ。

○近藤構成員 1点思ったのですが、課題はかなりいろいろあって、全部をやることはすぐにはできないと思うのです。理念なので、包括的であっていいとは思いますが、できるだけ戦略的に進めていく視点は大事だと思います。

前回も申し上げたのですが、これもエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングという言葉が強く叫ばれていますので、理念の段階で、データに基づいて課題や対象者の優先順位をつけて、戦略的に進めるとか、あとは、孤独・孤立対策もしっかりエビデンスがあるものは本当に限られていると思いますので、効果的な対策についてのエビデンスをつかっていくという視点も大事だと思っております。そこを理念の中に入れてもいいのではないかと感じます。

エビデンスづくりについては、JSTなどもそれに向けた研究開発を進めているようですので、実際に計画されている中身とも合っているのではないかと思います。

○菊池座長 ありがとうございます。

様々な御意見をいただきまして、表現ぶりも含めて、さらに新たな項目立てに関わるような御意見もいただきましたし、これを踏まえて、取りまとめに向けて御準備いただきたいと思いますが、中でも孤独と孤立の概念の整理ももう少しやったほうがいいと思いましたが、ほかに様々な御意見をいただきましたので、その辺りをまとめていただくということです。

それから、宮本構成員からいただきました、私も発言させていただいた内心の自由とも関係も、謙抑的でなければならないということで終わってしまっただけでは対策にはならないので、そこは整理できるのではないかとということで、確かにそのとおりだと私も思いましたので、少し踏み込んで整理していただくとよろしいのではと思いました。

また、宮本構成員から、厚労省の地域共生社会とはぴったり合うと思いますが、他の省庁の構想との関連性はどうかということ、内閣官房でやっている作業ですので、具

体的に取り上げて、全体として整合的になるようにするということはあると思います。とりまとめに向けて意識してやっていただければと思います。

近藤構成員から、生命に関わる問題であるというお話で、それはそうだと私も思いましたが、憲法25条を持ち出すと、逆にそういう生命にかかわる極限状況の人の問題なのかという捉え方をされるのも広がりや欠くので、私は憲法13条を持ち出すのですけれども、いろんな生きづらさを抱えていたり、困難を抱えている、そういう人たち皆さんに関わる問題でもあるので、その辺も両面あるというような押さえ方をしてはどうかと思った次第です。

そのほかにもいろいろな御意見を賜りましたので、事務局で具体的におまとめいただければと思います。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、後半部分です。基本方針及び重点計画の基本的事項につきまして、御意見をいただければと存じます。

また、個別にお名前を上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今度は逆に行きますか。いつも窪田構成員からは恐縮ですので、突然ですみませんが、横山構成員から先ほどの続きということです。

○横山構成員 先に出してしまいまして、大変失礼いたしました。

基本方針の4ページのところでございます。「ワンストップの相談窓口等の一元的・包括的な相談支援体制の整備を検討」と記載をいただいているのですが、具体的なイメージとして、どういうところでこれをイメージされているのかがつかめなかったところがございまして、御教示をいただければ大変ありがたいと感じました。

あと、5ページのところでございます。地域における包括的支援体制の推進の②の「包括的支援体制の構築ツールである地域福祉計画の下で、福祉と教育の連携」のことを記載いただいているのですが、学校というところだけを捉えたら、これで十分だと思うのですが、例えば保育園とか、そういったところも考えますと、地域保健福祉計画とか、保健のことは要らないのかと思ったりしまして、このところをどのように捉えられるのかというのは気になりまして、御議論といいますか、ほかの先生方の御意見をいただきたいと思った点でございます。

あと、6ページ目のところでございます。「④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備」の二つ目の○でございます。「地方自治体における体制整備や、地域の実情に応じた施策の展開・底上げを支援するため、地方自治体に対し、政府の施策や好事例等の情報を提供・共有」というところがございまして、恐らくこれまでも好事例に関しては、厚労省などが好事例を示しておられますが、こういった好事例を示すことだけでは、改革の推進は難しいところがあるとも思ひまして、こちらは文言を御検討いただければ、大変ありがたいと感じたところでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○菊池座長 ありがとうございます。

山野構成員、いかがでしょうか。

○山野構成員 ありがとうございます。

3 ページのところから、先ほどの話の具体的なところになります。「③ 声を上げられる環境整備」のところで、ここの「『ためらい』『恥じらい』の感情により支援を拒む方」ということで、当事者の人たちにまずさがあるみたいに読めてしまうので、心理的負担とまらない社会がまずあって、それで声が上げられると思うので、その辺をもうちょっと丁寧に書いてもらえたらと思いました。

○菊池座長 例えばこういう表現ぶりのほうがいいとか、何かあると、事務局は助かると思います。

○山野構成員 これは章が「③ 声を上げられる環境整備」なので、主語は「当事者ではない」と思いました。社会が受け入れる、リスペクトできる。先ほどの宮本構成員のお話とか、冒頭、原田構成員からもありましたし、私も前回出しましたが、相互交流というか、一方的に支援する、支援されるという関係性ではなくて、相互に助け合う、主体的に参画して一緒にやっていくというイメージで考えていくと、周りの人々のほうが相手を考えて話しやすい環境をつくっていくみたいな、主語は「地域であったり、行政であったり、いろんなところになる」と思うのですけれども、「スティグマなく声を拾える場をつくっていく」とか、「そういう視点つまり相手を尊重して声を拾う、耳を傾ける立場に立って動く」ということがあればよいと思いました。具体的に明確に今ぱっと浮かばなくてすみません。それが後ろにもあるので、そこが引っかかったところです。

それと、最後、私も同じところが気になったのですけれども、6 ページ目の「④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備」というところで、何がどう変わるのかというところが分かりにくいと思いました。好事例の情報も今までとどう変わるのだろうかと思ってしまったので、「行為レベルの目標を上げて予防的な拾い上げができていくのかということを引きつり評価していく。何があれば拾い上げられたのか、何が負担感の軽減につながったのか、それらを蓄積することで、また次へ循環していく。効果のある方法をエビデンスとして蓄積し、それに基づいて評価、対応と循環していけるような仕組みをつくっていきます」みたいな施策にしていただけたらと思いました。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

森山構成員、いかがでしょうか。

○森山構成員 最初に3 ページ目の「2. 孤独・孤立対策の基本方針」の(1)の部分ですけれども、先ほど近藤構成員からもあったように、声を上げにくくする制度上の問題についても触れられていたかと思うのですが、この部分についても少し整理が必要だと思います。

「③ 声を上げられる環境整備」ですが、先ほど山野構成員もおっしゃったように、声を上げられるという言葉のところで、自殺対策でもSOSの出し方教育があるのですけれども、

本当はセットでSOSの気づき方教育が必要だと思っていて、同じように支援を求める声に気づける社会であるとか、周りのことを考えたほうがいいのではないかと考えております。

これまでスティグマの話も出てきたかと思うのですけれども、周りのスティグマだけではなくて、本人のセルフスティグマもあるかと思えます。そのときに、③のところに入るのいいのかは分からないのですけれども、周りや本人への普及啓発の部分のスティグマの予防というところでは、教育として入るのがいいのか、普及啓発や人材育成として入るのがいいのかは分からないのですが、スティグマの予防についても入るといいと思いました。

4 ページ目の部分にも関連するのですけれども、人材育成というところで、今のスティグマの教育の部分にも関連するかもしれないのですが、この部分で関連機関だけではなくて、自殺対策でもゲートキーパーの養成研修がありまして、一般の方向けに行われていきますので、そういったものであるとか、例えば認知症であれば、認知症サポーターの研修などがあると思うのですけれども、一般の方向けの人材育成や普及啓発の部分を入れていただくのとよりいいと思いますし、スティグマ軽減には大事だと思っております。

「② 人材育成等の支援」のところ、支援者支援の部分も入れていただきましたが、支援者の支援を行うと言葉で書くのは難しいのかもしれないのですけれども、定着を促進するというよりも、支援者側の心理的な負担を減らすとか、支援を行うとか、そういうものが少し入ってもいいと思いました。

(3)の「② アウトリーチ型支援体制の構築」の「支援を求める声を上げることができない当事者」というところで、先ほどと同じように少し引っかかりがあったのと、最初のほうには書かれていたのですけれども、当事者だけではなく、やはり家族も大事だと思いますので、家族支援の部分も入るとよいのではないかと思います。

5 ページ目の(4)の部分ですけれども、官・民・NPO等の連携の強化と書かれています。我々「学」も入って、地域で研究機関と実際の現場との連携などが図られると、よりいいと思いました。前にもお話ししましたが、データの分析などを地域の研究機関などが担えるようになりましたら、実際に施策展開の際にもエビデンスベースでできることも増えると思いますので、官民一体だけではなく、官民学の一体という形だとよりよいのではないかと思います。

6 ページ目の③のプラットフォームの部分ですけれども、毎月、私は自分で似たようなプラットフォームを実施しています。官民学で連携のためのプラットフォームを行っているのですけれども、プラットフォームを行うに当たって、ある程度ゴールを考える必要があるのではないかとお伺いして思いました。例えば全国的なプラットフォームを毎回開催していくのか、将来的に地域にプラットフォームをたくさんつくってもらって、地域に根差していくかたちにするのがよいのか、地域によって社会資源には差がありますので、これを全国規模だけで行うのか、地域展開も考えているのかという点は少し気になるところです。

最後に④、先ほど山野構成員からも、横山構成員からもありましたけれども、好事例の紹介などについては、今、孤独・孤立対策はある意味ほかの国でもほとんど行われていない状態で、エビデンスが少ないものも多いかと思います。エビデンスがあるものだけを実施するとなったりしますと、もしくは評価するということになってしまいますと、新しい事例も生まれてこないと思いますし、プラクティスからエビデンスが生まれることもあるかと思います。もちろんエビデンスは大事ですが、エビデンスはないのだけれども、やってみてよいと評価できるものに対しては共有することも大事だと思います。自殺対策でも、もともとはあまりエビデンスがない状態から地域で政策展開が行われておりまして、その辺りは自殺対策も参考になるのではないかと考えております。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

駒村座長代理、いかがでしょうか。

○駒村座長代理 3ページの「③ 声を上げられる環境整備」のところの申請主義に関する記述でありますけれども、必要な方ほどこういう制度に関する情報や知識、あるいは法的制度に関する不信が強いということを踏まえて、それをかなり意識した情報提供をしていかなければいけないと思いますので、その辺はもう少しプッシュしないといけないと思います。

次の支援を求める声のところも、今までお話がありましたように、支援するだけではなくて、支援を受けることも十分社会への貢献になるということです。支援する人ばかりだと地域はつくれませんので、支援を受ける力というか、受援力も社会にとって十分意味があることだと思います。

古い政治家で後藤新平さんという方がいらっしゃって、自治三訣という言葉があります。人の助けを受けぬように、人を助けるように、報いを求めぬようにという言葉があって、私も好きな言葉ですが、よく考えたらこれは間違っているのではないか。人の助けを受けぬようにではなくて、現代社会においては、人の助けを受けることも大事な意義であるのではないかと思います。

4ページ目、人材育成の部分ですけれども、関係機関において相談支援に当たる人材の確保、育成、資質向上とあります。私、大学で学生と向き合っていると、コロナの中でもいろいろと相談を受けることがあります。学問以外の身の上の相談というのはかなり難しいものだと思います。人を助けるということは、心理的にもすごく負担がかかるものではないかと思います。定着させるためにもこういう方たちの資質向上、研修、あるいは人材確保の要件、これは財政的な部分もあるかと思いますがけれども、これを充実していく必要があると思います。

公定価格で福祉分野の方の賃金を上げるという話もあるかと思いますが、ある困窮者支援のような仕事の一部を請け負っているようなところに対して、公定価格の引上げみたいな成果がいくのかどうかはよく分かりませんが、受託業務としてやっているところ

も多いと思いますので、よい人材がそういう仕事を続けられるように支援をしていただきたい、政府としてはそういう支援をお願いしたいと思っています。

6 ページ、好事例集ということですがけれども、今、森山先生からも御発言がありました。エビデンスがそろっている事例は多いとは言えません。エビデンスだけで議論をしてしまうと、自治体の様々な取組は必ずしも我々が求めているようなレベルまでのエビデンスはできていないと思います。ただ、そういったところでも、非常に有益なものもあるだろうと思います。各取り組みの「物語」も重要に考えたほうがいいのではないかと考えていますので、従来の政府が出している様々な好事例集は少し簡単過ぎる。1 ページあるいは半ページでこういうものがありますということではなくて、もう少し踏み込んだ形の情報が必要だと思います。オンライン、あるいはデジタルでいろんなツールができる時代になっていますので、各地域の取組を相互に紹介したり、学び合うことも、プラットフォーム上に掲載したらいいのではないかと。好事例集を共有するというのは、従来よりもかなり踏み込んでやっていただきたいと思っています。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

宮本構成員、お願いいたします。

○宮本構成員 大きな1 番目の問題として、2 の（1）の③、皆さんが言及された声を上げやすい環境というところからお話しさせていただくと、孤独・孤立対策という看板だと、みんな行きにくいだろうということです。困窮者支援という看板を出しても行きたいとは思わないのではないかとということでありまして、どういう表現にしていくのかということが非常に大事になってくると思います。

よく知られた例なので、皆さん御存じの例かもしれませんが、三重県の名張市では全ての小学校区にまちの保健室という健康相談の看板を出して、ただ、実態としては、そこが困窮者支援であったり、孤立対策の窓口になっていて、脈を測りに来て、よもやま話をしながら、実は東京から息子が帰ってきてという話があって、引き籠もっているということが分かったりする。そういうスムーズな導入部分が一つだと思います。

2 番目は、孤独・孤立、スティグマという話は前から出ていますけれども、皆さん受け入れられ難いことだと思っているわけでありまして、そのつらさはありだとか、みんなが抱えていることなんだということをいかに打ち出すかということです。これが2 番目だろうと思います。

3 番目は、先日、対策室が「あなたはひとりじゃない」というチャットボットを公開して、あれは非常に大きな意義があると思っていますのですけれども、まさにああいうSNS、オンラインでの入り口をいかに広げていくのかということが非常に重要だと思います。

大きな2 番目の問題というのは、今のチャットボットの扱いなどにも関わるのですけれども、これは2 の（2）の①②、ワンストップの相談支援とか、ポータルサイトの話と関わるのですが、この取りまとめの中で相談支援についてどういうイメージが打ち出されて

いるかということです。三つのイメージがあると思います。

一つは、NPOなど多様な民間の主体が多角的にいろんな相談支援を展開していくということです。それと同時に、別のところでは、一元的・包括的な相談支援、究極のワンストップみたいなイメージもあるのです。

もう一つは、具体的には挙がっていないですけども、先ほどのチャットボットなどがそうですが、SNS相談、あるいはLINEなどで市民や学生がボランティアとしてにぎやかに相談支援をやっていくという流れです。

もう一つは、相談支援といった場合、これは原田先生からもお話があるかもしれませんが、例えば社会福祉士のような専門職がきちっとした知識・経験に基づいてソーシャルワークを行っていくという流れがあって、この二つの関係をどういうふうに整理していくのか。これが3番目のイメージで、非常に重要なことだと思います。

要するに多角的・一元的・包括的とか、あるいは市民総出でというところと専門性との関係、この辺りをどう整理するか。現状では率直に言ってその辺りが交錯をしていて、これはこれからNPOに金銭面を含めた支援をしていくときに、どういう秩序で、どういう優先順位で支援をしていくかということにも関わることなので、非常に重要だと思っています。

その点に関して言うならば、あえてまとめてしまうと、菊池座長から具体的に言えというお話がありましたので、多角的で包括的で発展的な相談支援ということになるのではないかと思います。

多角的というのは、自治体に一つ究極の孤独・孤立対策の窓口があるということではないのだろうということです。これはいっぱいあったほうが良いということです。特に先ほどチャットボットとか、声を上げやすいということを行いましたけれども、相性の問題もあって、窓口の人の感じが悪かったとか、非常にデリケートな問題でもあります。それで心が折れてしまって、また閉じ籠もってしまったということにもなりかねないわけです。ところが、二つ、三つ、場合によってはチャットボットなどでいろんなところを訪問して、いいというところに出会った。そういう条件が広がっていることがとても大切だろうということです。

2番目に包括的というのは、それぞれの窓口、多角的な窓口が、それはうちでは扱っていませんと断らないという形で、少なくともそこで対応できなくても、横でつながっているという意味で、包括的であるということです。これが非常に重要だろうということです。

3番目に発展的と言ったのは、どういうことかという、一方では一般の市民や学生がボランティアとして声をかける。これはあしたにも命を絶ちかねないというような緊急の事態とか、あるいは緊急でなくても、例えば親との関係で、今、閉じた家族の空間が多いわけでありまして、元気をなくしている子どもに対して、従来だったら近所のおじさん、おばさんが、横から、斜めからの関係で、今、お父さんはいろいろとストレスがたまっているんで大丈夫だよみたいな形で声をかけてくれて救われた。そういう関係を再構築していくという趣旨で、幅広い人たちが斜めの関係をつくってくれる。あるいは緊急の事態に

対して、羽交い締めにして止めてくれるということがちゃんとできる。

同時に社会福祉士等の専門職がこれまで積み重ねてきた経験、そして、次のステップでどういうふうに孤独・孤立から脱却していくか。いろんな自治体の制度などにつなげていくような段階になった場合は、専門職の経験と知識にきちっとリスペクトがいくということです。そういう意味でデベロップメンタルというか、発展的な関係が保障されている。逆に専門職もいろんな市民が関わってくるというところを率直に受け止めて、自分たちのこれまでのやり方を見直す努力もしていただく、そういう関係をつくっていくということです。それを大事にしていくべきではないか。

もう一回言うと、多元的・包括的・発展的な相談支援という形で、ここの整理の中でやや錯綜している相談支援の像を整理していただいて、そして、NPO等への支援がきちっとした理念に基づいて進められていく形をおつくりいただければと思います。

以上です。

○菊池座長 大変具体的な表現でお示しいただきました。ありがとうございます。

原田構成員、いかがでしょうか。

○原田構成員 3ページのところで、ほかの構成員の方もおっしゃっていた「③ 声を上げられる環境整備」というのがとても大事だというのはそのとおりです。その中の一つとして、教育というのは非常に重要で、教育内容の中に孤独・孤立ということがしっかりと入ってくるような、学習指導要領などを考えていく必要があるのではないか。

それはいろんな方法があろうかと思うのですけれども、まだ出ていない視点として、社会保障教育というものが始まったのですが、なかなか広がっていかない。つまり困ったときにどこに相談に行けばいいのかということです。世の中には福祉事務所があるとか、困ったときはここへ行けばいいということを教える社会保障教育が高校生対象にあるのですけれども、現場の方からお話を聞くと、高校の中退とか、高校に進学しない人もいるようなので、そのことを考えると、中学校段階で支え合う仕組みをしっかりと伝えておくことが必要だと思います。

(2)の相談の部分は、今、宮本先生に全体像を示していただいたのですが、同じように思っていました。つまり入り口から出口まで、あるいはライトな部分から非常にヘビーなところまであるので、ここをどういうふうに構造化するかということが気になるというのが一つです。

もう一つは、相談体制の整備とあるのですけれども、今、現場の皆さんが悩んでいるのは、相談と支援が繋がらないということです。NPOなどでいろんな相談を受け付けても、次の支援にうまく繋がらない。一番大きな問題は個人情報の問題で、個人情報のところはうまく共有できるような仕組みがないと、結局いろいろなものをつくっても、みんなそれぞれ受けたところでしか相談に乗れない。これは難しい問題だと思いますけれども、それが包括的なところにつながっていくのではないかという点です。

4ページに参りまして、人材育成のところは、宮本先生におっしゃっていただいたソー

シャルワークももちろんですけども、医療従事者とか、教師・教員、対人援助に関わる専門職教育の中で、孤独・孤立についてのカリキュラムみたいなものをつくっていかないと、それがなかなか広がっていかないのではないだろうか。専門職養成のカリキュラムの問題があります。

最後（3）のところですけども、こういう地域づくりをしていくときに、文科省が進めている生涯学習施策、社会教育施設ですとか、社会教育の取り組みなどがもう少しこの問題にコミットしていただいて、広がってくるといいというのが一つです。

もう一つは、つながりが実感できる地域づくり云々ということになると、市町村社協、社会福祉協議会のボランティアセンターの役割は非常に大きいし、逆に全国の1,700の市町村にボランティアセンターがあるという資源を使わないというのは、非常にもったいないことだと思います。ところが、社協のボラセンへの支援というのは今なくなってきている中で、ボラセンそのものが弱体化しています。ボランティアセンターの役割・機能みたいなものをもっと地域の中で発揮していくことで、役割づくりとか、つながりづくりみたいなものに貢献していただく。そことNPOがもっとつながることで、可能性が広がってくるといことも考えられないだろうかと思います。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

近藤構成員、いかがでしょうか。

○近藤構成員 3ページの「① 孤独・孤立の実態把握」についてですが、まずどんな調査なのかを知りたいと思っています。特にどんな利用を考えているのか。日本の全体像を把握するためのものなのか、それとも各自治体等が自分たちの自治体の状況が分かるような、他の自治体との比較ができるぐらいの粒度のデータが集まるかどうか。それをどれぐらいの間隔で継続的にやっていくのかということがあります。それによってこのデータの使い勝手やどのように使えるかが決まってくると思いますので、伺いたいと思っています。

これからいろいろな取組が進んでいくと思うのですけれども、そういった活動を事前・事後に評価できる、そして、活動の改善につなげられるようなデータが集まることが必要だと思っています。その際、アンケート調査ももちろん大事なのですが、既存の行政にあるデータ、福祉事務所であるとか、社会福祉協議会が持っているようなデータをいかに標準化して、福祉や地域活動をアセスメントできる形で利用できるのか。これは今デジタル庁でも検討されているところですけども、そのところを整備していくことも大事だと思いますし、恐らくデジタル庁でもどういうふうに整備したらうまく使えるのかというアイデアが必要だと思っていますので、ここは福祉や地域づくりの現場から、こんなデータが必要だという声を出していく必要があると思います。その辺の活動が基本方針に入ってくるとありがたいと思います。

②のポータルサイトの利用ですが、これもどんなものが出るのか非常に楽しみではあるのですけれども、今、福祉のサービスが非常に複雑で、社会福祉士の方もかなり経験を積

まないと、タイムリーにいい制度を使えない状況があると思います。この辺、せっかくこれだけAIとか、機械学習などが出てきているわけなので、そういう技術を使って、福祉制度を非常にシンプルに使えるような、そういう技術の使い方なども模索していったらどうかと思います。そのような新しい使いやすい制度、制度を使いやすくする技術開発みたいなものも進められないかと思います。

「③ 声を上げられる環境整備」については、どのような制度が足かせになってスティグマが増えているのかとか、そういう点を洗い出すことをしてはどうかと先ほどお伝えしたのですが、これをどういう形で進めるのか。制度研究のような形で進められるのであれば、そういったことも入れてはどうかと思います。

「(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」に関しては、先ほど申し上げたように、現場に集まるデータをいかに個人情報に配慮しつつ有効に活用して、情報を専門職等で共有して包摂していけるかというところも、追求するといいいのではないかと思います。

人材育成については、原田構成員からありましたように、専門者教育の中に孤立・孤独の問題を入れていくというのは強く賛成するところです。具体的には医療従事者、特に医師の医学教育の中にコア・カリキュラムというものがあります。6年間で何を学ぶかということなのですが、その中に福祉制度や福祉教育が入っていないのです。私も医学部で勉強した記憶はございません。これを入れていただきたい、あるいはそれを入れるための検討を始めるとか、そういったところが大事だと思いますし、かかりつけ医によるいわゆる社会的処方のような活動をするにしても、そういった知識が非常に大事になってくると思っております。

先ほどからエビデンスの話が出ていまして、EBPMとか、エビデンスベーストという話は誤解を生みやすいのですけれども、基本的にあるエビデンスは使いながら意思決定をしていくということが趣旨ですので、エビデンスがないとやってはいけないということではないということは、御理解いただきたいと思います。

孤独・孤立対策については、実行したことのデータを集めて、実践の効果を評価しながら実践の効果を高めるような改善をしていく、それがエビデンスづくりにつながっていくという視点で、データを集めながらやっていく活動にしていきたいと感じます。居場所の確保とか、居場所づくりの活動も現場でのデータが集まって、その効果が評価される体制が必要だと思います。

長くなっていますが、4ページの「③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進」がいわゆる社会的処方活動のモデル事業のことだと思いますけれども、これは今年度から開始して、来年度、2年目に向けた概算要求もされていると伺っております。

モデル事業を進めていく一方で、現場のステークホルダーとの調整が非常に大事になってくると思います。ですので、モデル事業だけではなく、そういった職能団体等、ステー

クホルダーとの検討を進めていくことも、そろそろ始めてはどうかと感じております。医師会であるとか、そういった方々に、どういうふうにやれば安全に医療と福祉、地域活動の連携が進むのかとか、そういうところの議論が進むといいと感じます。

最後です。5ページの(4)の連携の強化とか、先ほど山野構成員からプラットフォームの話がありましたが、私も地域レベルでのプラットフォーム化が進まないと、実装できないと思います。国レベルでのNPO等との連携も大事なのですが、地域包括ケアをいかにして全世代型に脱皮させられるかというところが肝だと思ひまして、例えば今の地域包括支援センターのキャパシティでそれが可能かということ、なかなか難しいと思います。ですので、福祉人材の強化、前回、原田構成員からもありましたコミュニティーソーシャルワーカーのような人材を増やすためには、大幅に人材育成を強化しなければいけないこととなりますので、その辺の議論も進めていくべきモメンタムが来ているのではないかと感じております。

以上です。

○菊池座長 いろいろ御意見を賜りまして、ありがとうございます。

窪田構成員、お願いいたします。

○窪田構成員 よろしくお願いいたします。

先ほど理念のところ、最初にこれは社会全体で取り組むべき課題だというお話が出ていました。理念のところに戻ってしまうのですが、2ページ目の最初に誰にでも孤独・孤立は起こり得るということが書かれていまして、その辺りを啓発の視点として、つまり孤独・孤立は特別な人のことではなくて、誰にでも起こり得ることであるから、社会全体で取り組むという辺りを、理念のところでも最初にうたっていただく必要があると思ひました。

それから、基本方針のところ、多くの方がおっしゃっていた声を上げやすいという部分の具体的な進め方のところで、一般の方も含めた啓発教育の強化みたいなところに、基本的に誰にでも起こり得るということが入ることで、そうなったときの受援が容易になるのではないかと考えました。

SOSの出し方に関する教育のことについて、森山構成員が前回と今回でおっしゃっていましたが、私も子どもの自殺予防などの教育をやっているのですが、SOSの出し方という言葉のインパクトが強くて、困難に陥っている人に支援を求めろという形にどうしても受け取られることの問題点については、今まで多くの先生方がおっしゃったことに賛同いたします。なので、できるだけ年齢の低いときから孤独・孤立にかかわらず、人生において困難に陥る可能性というのは誰もが持っていて、そのときに社会はこれだけの仕組みを備えていて、そういうものを使うことによって改善することができるということを伝えていくことが重要だと思います。

社会保障教育のことも、先ほど原田構成員がおっしゃいましたが、その辺りの声を上げられる環境整備という点では、若干回りくどいようであっても、子どもの段階から

成人に向けた一般の方への啓発、その重要性が強調される必要があると思いました。

戻りますけれども、その点は2の(1)の②の情報発信のところもそうなのですけれども、実際に孤独・孤立に陥っている方は力をなくしてアクセスが困難になってしまう。やはり身近な方が様々な相談システムとか、支援体制があることをちゃんと知識として知っていて、手を差し伸べられるような、これもゲートキーパー研修と同じ枠組みだと思うのですが、そういう意味でこういう支援情報などに関する啓発ということも勧めることで、結果として声が上がりがやすくなると思いました。

それから、孤独・孤立対策相談窓口という形で銘を打たれたからといって、相談しやすいわけではないという御指摘もあって、そのとおりだと思うのですが、そうではなくても、多様な問題について、既にたくさんある相談窓口とか、そういうものは多いにこしたことがない先ほどおっしゃっていましたが、既にあるものがどれだけうまく有機的につながって支援につながるかという、新しいものをあえてつくっていくよりも、既存のものがうまくつながるような、そういう整理が必要だと思います。先ほどいろんなレベルのものつながりについては御指摘がありましたけれども、その辺りの視点が非常に重要だと思いました。

地域ごとのプラットフォームの重要性というのは、私もそのように思います。そこで学校をプラットフォームにするというお話が、前回、山野構成員からお話がありましたが、学校と言っているのは、学齢期という意味ではなくて、地域コミュニティの拠点としての学校ということで、小学校区、中学校区のサイズ感というのは、地域の再構築という点でも意味があるので、そこら辺を拠点としながら強化していくというか、そういう形がいいと思いました。

先ほどお話も出ましたが、地域包括支援センターとか、高齢者というところに焦点が当たった組織があって、そこに人であるとか、機能を足していくという考え方も現実的には効果的なのだろうと思います。

最後、エビデンスの話ですけれども、エビデンスといったときに、数値目標みたいな、それが何%達成されたかとか、そういうところにいきがちだと思います。それも確かに量的なエビデンスなのですけれども、これはどなたかがおっしゃっていましたが、もう少し丁寧に実践を整理して、量的に限らず、質的に整理をしていく。質的研究法も今かなり発展してきているので、そういう手法も使っていくと、エビデンスがあるようなものももっと幅広く拾えて、説得力がある示し方になるのではないかと思います。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

皆様から非常に多岐にわたる御意見をいただきまして、ありがとうございます。

私にまとめる力はございませんが、様々な貴重な御意見をいただきまして、私が共感した部分だけですけれども、幾つか挙げさせていただきます。

例えば支援というもののハードルを下げることの大切さというのは、多くの構成員から

御指摘があったかと思えますけれども、駒村座長代理から受援力というお言葉もありました。まちの保健室とか、そういうお話もありましたが、ハードルを下げるという視点の大切さという話があったと思えますし、教育の大切さについても、学校教育の面と専門職教育の両面のお話があったと思えます。

原田構成員から相談と支援というお話がありました。入り口と出口を少し意識して、ともすると入り口に偏った対策ではないかという御趣旨でもあったかと思えます。

それから、個人情報のお話はここには今のところ出てきていないので、とても大事だと思えました。どこかに入れていく必要があるのだらうと思えます。

宮本構成員から多元的・包括的・発展的相談支援というお話がありました。多元的・包括的というのはこれまでも言われてきたと思うのですが、発展的というのはとても新しいと思えます。ちょっと失礼な言い方なのですが、重点計画のひとつの目玉になるかもしれないと思ひまして、この中に市民の関わり、あるいは地域での支え合い、専門性をどう整理するかということが組み込まれていると思ひまして、非常に共感をした次第でございました。

それ以外にも様々あって、好事例では不十分ではないか。私もそう思っているのですが、他方で、この分野ではエビデンスがないという御指摘もあって、ここをどうまとめていくか悩ましいと思ひました。

プラットフォームは、国レベルではなくて、地域ごとにつくっていかなければ意味がないというか、そういうお話も多く構成員からあったと思うのですが、確かに好事例を示されても、好事例というのはスーパーマンみたいな超人的な人がいて、なかなかまねできなかつたりしますし、通常は何か始めるにあたって近隣の自治体を見て考えていたりしますので、ハードルは高いと思ひます。

これは思いつきですが、プラットフォームを地域ごとに官民一体で形成していく、それを支援していく中で、自治体だけに好事例を示してやれといってもなかなかできないので、民も関わる形でプラットフォームづくりからやっていく可能性はないのかと、先生方のお話を拝聴しながら考えていたのですが、果たしてどうなのか。少なくとも好事例のところは、様々な御意見があったという印象を持った次第でございました。

以上でございますが、まだ少しお時間がございますので、さらに先生方から御意見があれば、いただきたいと思ひます。

○駒村座長代理 6ページまで行っているのですか。

○菊池座長 6ページの3も含めてお願いしたのですが、そこでも何かあればということですが、お手が挙がりました。山野構成員、どうぞ。

○山野構成員 ありがとうございます。

先生方のお話を聞き、宮本構成員のまとめがすごくクリアで分かりやすくいいと思ひました。

今、菊池座長もおっしゃられたのですが、支援のハードルを下げる必要があるという

ころは、皆さん同じことをおっしゃっているようにも思うのですけれども、私もいろんな調査をしています、コロナの影響調査でも、公的な相談機関等で相談につながるといったら、10%もいきません。母子相談などでもそうですし、そんな率なのです。そういう意味では、相談という言葉はすごく特別な人で、私はそうではないという意識が強く、ステイグマもあって、行くことがしんどくなると思います。

どんな言葉がいいかという先ほどの話になるので、相談という言葉は変えなくても、ここで言う相談というのは、宮本先生がおっしゃられた幅広い意味だというような、多層性とか、重層性などを示していただくのはどうかと思いました。単なる相談支援体制と言ったら、また遠のいてしまう。この文言だと相談してほしい人たちが遠のいてしまわないかと思いました。

最後の評価のところは、私も言葉足らずで、近藤構成員がおっしゃられたとおりの意味なのですけれども、エビデンスのあるものしか駄目だという意味ではなくて、蓄積していくということなのですが、菊池先生がおっしゃられたところに追加すると「学」を入れる。森山先生もおっしゃられたように、産官学でどこを評価していき、どれがグッドなのか。好事例を見てもうちにはできないとなりがちですから、効果的援助要素と呼んだりしますが、効果がある項目、質的な意味はどこなのかみたいなことを明確化して蓄積していくとか、孤立・孤独のエビデンスがない、事例がないというところでは、そういったことの検討を続ける、ちゃんと評価指標をつくっていくとか、PDCAサイクルが回っていくように取り組むみたいな、方向性みたいなことが示せたらいいのではないかと思いました。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

森山構成員、どうぞ。

○森山構成員 今のことに関連する点が1点と、それ以外にもう一点あるのですけれども、個々の検証みたいな話になったときに、目標値みたいな話がよく出てくるかと思うのですが、孤独・孤立対策で対策を実施していくときに、目標値は結構難しい問題ではないかと思っております。自殺対策でも、例えば自殺者数が減ったということを目標値にしてしまうと、かなりいろんな要因があって評価が難しいということをよく聞いております。アウトカムを評価するのか、アウトプットを評価するのかわとも変わってくると思いますし、先ほど山野構成員や近藤構成員がおっしゃったように、もともとそうやって出てきた実践の効果やデータをどうするかという問題があるように思っていて、残念ながら「学」の部分、研究者もあまりデータに触れることができていないというのが現状だと思います。もしかすると、現場の自治体の担当者ですら、なかなかデータに触れられないということがあるかと思っておりますので、この部分については、効果的な対策をするに当たっても、研究者も含めて、例えば目標値をどうするかということもそうですし、出てきたデータについて分析をするという作業も必要になると思いますので、研究者が携われるようになると思います。

2点目は、宮本構成員から支援者として関わる人について少しお話があったかと思うのですけれども、この計画案というか、概要を拝見していたときにちょっと気づいたのは、誰が関わるのかというところがあまり明確になっていないと感じました。一般の方が自分とは関係ないと思ってしまう部分があるのではないかという不安が生じました。自殺対策でも専門家のみが関わるものだみたいなイメージが一時期強かったことがありまして、もちろん専門家が関わることも大事なわけけれども、一般の方のほうが携われることもあると思うので、誰が支援者として関わるのか、先ほど当事者と支援者の双方が大事というお話もあったと思うのですが、この辺りは大事だと思った次第です。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

宮本構成員、どうぞ。

○宮本構成員 今、森山構成員からお話があったデータのことにも関わるし、エビデンスという問題とも関わると思うのですけれども、対策室が始めたチャットボット、ポータルサイトは非常に画期的だと思っています。

同時に皆さんもお感じかもしれませんが、パンドラの箱の開けてしまったところがあって、いろんなことが起きてくる可能性があるだろうと思っております。例えばLINEでの相談などにつないだときに、チャットのログは個人情報になるわけです。かなりいろんな話が出てくるわけですが、そのデータはプラットフォームのサーバーに行ってしまうのかどうなのか。指針としては、この種の個人情報が事業者のサーバーにとどまるような指導もあったということも伺っているのですけれども、その辺りの扱いが非常にデリケートだと思っていまして、これは方向づけておいたほうがいいのではないかと思います。

もう一つは、いろんな人がざわざわ関わっていく。先ほども言ったようにパンドラの箱を開けたというのは、ネガティブに聞こえるかもしれないけれども、開けるべきだったと私は思っているのです。ただ、そのときにいろんなことが起きてくる。専門職の世界ではNGワードみたいなものがいっぱいあるわけです。ポータルサイトを通してのやり取りに対するリスクマネジメントも兼ねてというか、人を傷つけることがなるべく少なくなるように、同時に量的にみんなの支え合いが広がっていくようになったらいいと思っています。

繰り返しになりますが、このリスクは避けてなにもしないというのではなく、この道はまさに進むべきなのですから、同時に細心の注意で進むべきだろうと思っております。その辺りの知恵をこれから積み重ねていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

今の指摘に対して、事務局から何かございますか。

○田村参事官 チャットボットで相談先の案内、いろんなNPO等が案内されるのですけれども、その後、相談先の法人のページに飛びますので、どういう相談をしているとか、そ

ういうものは我々には直接分からない形になっているところがございます。状況としては、そういうことでございます。

○菊池座長 駒村座長代理、どうぞ。

○駒村座長代理 相談については、今、宮本先生が御指摘された部分を私も若干心配していました。

一方で、相談というのは、非常に多義的で曖昧な概念であって、いろいろと捉え方があ
る。これは前回も申し上げましたけれども、相談もお金かサービスがついていなければ意
味がないような捉え方をされていたわけですが、相談というのはそれだけでも価値のある
一つの公共サービスということは承知をしておきたいと思えます。ただ、そこに入った瞬
間に、今、宮本先生が言われた御指摘のような問題も出てくる部分は考慮しなければいけ
ない。

それから、先ほど3.については触れませんでしたけれども、検証とか、評価について
は、ほかの構成員も議論がありました。インプットがどのぐらいだったとか、予算をど
のぐらい使ったということにとどまらずに、アウトカム、アウトプット、そこには学術的
な手法、あるいは量的・質的な統計法もちゃんと使えるような形で各事業を意識してい
ただきたい。エビデンスベーストでのお話というのは、あらゆる分野で出てきている話で
すので、例えばビッグデータみたいなものを使うとか、パネル化されたデータ、個人を追跡
するような形で、人間を定点観測できるようなデータをつくるとか、あるいは集めていく、
あるいは既にあるならば、活用できるような形で検証をきちんとするとか、そして、次の
政策に使えるようなものにしていただきたいと思います。

以上です。

○菊池座長 ありがとうございます。

近藤構成員からお手が挙がっていますが、ほかにはございませんか。時間が来ておりま
すが、近藤構成員のほかにはよろしいですか。それでは、近藤構成員からお願いします。

○近藤構成員 孤独・孤立の目標設定については、今、厚生労働省の研究班が立ち上がっ
ていまして、健康日本21の次期プランの検討がされています。その中で、孤独・孤立につ
いて目標設定をすべきではないかという議論が出ていて、今そのためのワーキンググルー
プが始まっています。ただ、これはどの指標を使って、どうモニタリングしていくかとい
うのは非常に難しいところです。その理由の一つは、データがないということです。

社会生活基本調査というものは、戦後から長い間続けられていますけれども、そういつ
たものが一部使えるかもしれないということは言われています。先ほど私が言ったコメン
トとも関係するのですが、今度行う実態調査が単発で終わるものなのか、今後も継続的
に取られるものなのか、あるいは統計法のようなものを変えて、指定統計として孤独や孤立、
あるいは生活困窮の問題がしっかりモニターされていく仕組みをつくるのかどうかとい
うところが大事なところだと思っております、継続する仕組みにしていきたいと思います
と感ずるところです。

あとは、調査だけでなく、例えば今の福祉事務所のデータを私たちはお借りして、福祉事務所の管理データと医療扶助レセプトデータを連結して、どんな生活背景にある方がどんな病気にかかりやすいかという分析をさせていただいています。これは一部の自治体の方々の御努力で行えているものなのですけれども、もしそういったことが全国規模で分析できるとなると、自治体ごとの比較とか、いろいろな面で福祉現場のデータ、エビデンスを蓄積することが可能になると思っています。先ほど申し上げたデータの利活用の話は、まさにそういう現場のデータをどう使うかというところ、ガイドラインの使い方の整備などをこの会議の枠組みで進めていただけるとありがたいと思っております。

○菊池座長 貴重な御意見をありがとうございました。

様々に御意見をいただきまして、特に最後の3. のところで、今回は大急ぎで重点計画に向けた議論をしています。その後の評価・検証、ここもしっかり書き込んでほしいという趣旨の御意見だと思っておりますので、継続性の部分でお願いしたいということでございます。ぜひよろしく願いいたします。

皆様、ありがとうございました。様々な御意見をいただきました。

今、御議論いただきました資料5の基本理念、基本方針につきまして、さらに御意見がございます場合、前回と同じですが、できるだけ早い段階で事務局に御提出いただければと思います。次回は取りまとめになりますので、次回の会議でこの論点も入れておくべきだと言われても、既に時遅しということになりますので、何かございましたら、今週中ぐらいにお寄せいただければ幸いです。

次回の会議では、重点計画の原案につきまして、御議論いただきたいと思っております。事務局におかれましては、様々な御意見をいただきましたので、取りまとめに向けてよろしく願いいたします。

最後に事務局からございますでしょうか。

○大村代行 1点だけございます。多岐にわたる御意見をいただきまして、ありがとうございました。統計のお話が出ておりましたけれども、これについては、私どもは一般統計として位置づけて、継続的にやっていくことを前提としておりますので、今回も約2万人に調査票を送っておりますし、それとは別にNPOの皆様にご協力いただいてアンケートを取っていくということですので、そういった継続性のある調査として、今回、孤独・孤立を初めてテーマとしてやるものであるということだけ、申し添えたいと思っております。よろしく願いいたします。

○菊池座長 ありがとうございます。

事務局からお願いします。

○田村参事官 次回の会議日程につきましては、改めて御連絡いたしますが、次回の会議で原案を御議論いただく前に、孤独・孤立対策を推進する上で、地方自治体の役割は重要であるとか、学校との関係もお話が出てきましたので、関係団体からの御意見を構成員の皆様がお聞きするような機会を設けられないかと思っております。日程がかなり厳しくな

ってくるとは思いますが、そういった機会を設けられないかと考えているところでございます。日程調整が厳しい関係で、正式な会議で皆様にお集まりいただくことは難しいのかもしれないのですけれども、お時間が許す構成員におかれましては、御参加いただけますと幸いですし、記録については共有した上で、それを見た上で御意見があれば、いただきたいと思っております。具体の日時については、追って御連絡したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○菊池座長　そういうことでございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。